

臨床研修生規程

(目的)

第一条 歯科技工における専門的、高度な技術の研鑽および研究を目的とする。

(資格)

第二条 歯科技工士養成課程二年以上を卒業（歯科技工士免許取得者）または卒業見込みのものとする。

(期間)

第三条 研修の期間は年度当初より1カ年とする。ただし、更新手続きによって継続することができる。

(研修)

第四条 在籍中の研修期日および時間については事前届出制とし、届け出た期日は必ず出席し、主任教員の指示に従わなければならない。

第五条 研修項目は、臨床技工、技術を主とする。

第六条 研修期間中の研究に関する機器および備品の使用については事前に所定の使用許可願（別紙）で学校長宛に届けなければならない。

(出願手続き)

第七条 研修を受けようとするものは、所定の検定料を添えて臨床研修生〔入学〕願書（別紙）または臨床研修生〔継続〕願書（別紙）を学校長宛に提出しなければならない。

2. 既納の入学検定料はいかなる理由があっても返却しない。

第八条 出願期日は毎年度別にこれを定める。

(許可)

第九条 出願後、所定の考査を行い、教員会議に諮り、研修を許可する。

第十条 研修を許可されたものに対しては、下記の通知を行う。

- 1) 臨床研修生入学（または継続）許可通知書
- 2) 研修費納入通知

(研修費)

第十一条 研修費は一カ年250,000円とし、期日までに学校事務局に納入しなければならない。

第十二条 期日までに納入しなければ、研修の許可を取り消す場合がある。

第十三条 既納の研修費はいかなる理由があっても返却しない。

(雑則)

第十四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は教員会議に諮り、検討、改正するものとする。

附 則

本規程は平成12年4月1日から実施する。

平成13年 4月 1日一部改正

平成18年 1月17日一部改正